

## 富里市すいか条例

富里市（以下「市」という。）は、千葉県北総台地の中央に位置し、首都圏の台所として、基盤産業である農業を中心に栄えてきました。

中でも、富里といえば「すいか」といわれるほど、富里のすいかは、市はもとより全国を代表する農作物として親しまれ、市の重要な基幹作物として愛されてきました。

ここに、我がまち富里のすいかを、富里を象徴する特産品と位置付け、市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにして、それぞれが協力し、富里のすいかを更に広く知らしめ、すいかの産地として有名なまちとして、市民が市の良さを再認識するきっかけをつくり、郷土への愛着及び知名度の向上を図り、もって富里のすいかを守ることを基本理念として、富里市すいか条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、市の特産品であるすいかを、市、生産者、事業者及び市民が協力して更に広く知らしめ、郷土への愛着及び知名度の向上を図ることにより、富里のすいかを守ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 富里のすいか 市内の農地で生産されたすいか又は市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所が所在する団体が生産したすいかをいう。
- (2) 生産者 富里のすいかを生産する者をいう。
- (3) 事業者 富里のすいかの流通、加工及び販売（すいかに関連する商品の販売を含む。）を業として行う者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

### （市の役割）

第3条 市は、すいかの意匠を活用し、すいかの産地としての周知を図るとともに、後継者の育成等の生産振興を図る施策の推進に努めるものとする。

### （生産者の役割）

第4条 生産者は、富里のすいかのブランド価値を更に高めるため、高品質かつ安定的な生産を目指すとともに、消費者の安全性及び安心の信頼性の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、市が実施する富里のすいかを守る施策に協力し、新たな富里のすいかの価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、市が実施する富里のすいかを守る施策に協力し、富里のすいかへの理解を深め、消費するよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第7条 市、生産者、事業者及び市民は、富里のすいかの生産、消費拡大及び普及促進に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(情報の発信)

第8条 市、生産者、事業者及び市民は、多くの人々が富里のすいかの魅力について知る機会の増大を図るため、各種イベントの開催その他多様な手段を効果的に活用し、情報の発信に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。